

駐車誘導システムの構築について

警察庁丁規発第79号
昭和62年9月24日

各管区警察局交通担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁交通局交通規制課長

駐車誘導システムの設置と運営の手順については、既に昭和61年10月28日付け当課理事官事務連絡によりその考え方を示しているところであるが、駐車対策、交通渋滞解消対策の一環として、今後、下記に従って、駐車誘導システム構築を図りたい。

記

1 推進要領

(1) 駐車誘導システムを導入する地域の選定

前記事務連絡の考え方を参考に、各都道府県ごとに、駐車誘導システムを導入する必要のある地域を1ないし数地域選定すること。

(2) 駐車場業者等の組織化

駐車誘導システムを運営するには、駐車場の満空情報の収集等を行うために駐車場業者等の協力が不可欠であるので、前記(1)の地域内の駐車場協会、駐車場業者等に駐車誘導システムの必要性及び駐車場業者等の得るメリット等について説明し、協力要請を行い、駐車誘導システムの構築のための駐車場業者等の組織化を図ること。

(3) 駐車誘導システムの構築

前記(2)により駐車場業者等の組織化がなされた場合には、将来の駐車誘導システムを念頭に置いた上で、電話による駐車情報の提供等現時点で可能な業務から駐車誘導システムを開始することとし、段階的に高度なシステムに発展させること。

2 留意事項

- (1) 駐車誘導システムを導入する必要のある地域において、地方自治体主催の各種イベント等の開催が予定されている場合には、イベント等の交通対策として、駐車誘導システムが有効である旨を自治体に説明し、駐車誘導システムの構築に要する費用の予算化を働きかけること。
- (2) 駐車誘導システムの設置及び運営に際しては、必要に応じて、各都道府県道路使用適正化センターを活用すること。
- (3) 駐車誘導システムは、交通流に変動を及ぼすおそれのある情報を提供することから、交通管理を責務とする公安委員会の関与なしで行えないものであることから、公安委員会の関与なしで他機関が設置、運営することは一切認めるべきではない。かかる場合には、交通管制センター又は道路使用適正化センターにより、システムを管理、運営させるなどの措置が必要であるので、この旨設置、運営しようとする機関、参加駐車場業者等に強力に申し入れるとともに、駐車場等の位置、満空情報等を表示する情報提供装置等の道路使用許可は、協議が整った後に出すようにすること。

3 報告事項

- (1) 駐車誘導システムを導入する地域の選定及び同地域内の駐車場業者等に対する協力要請の状況については、10月31日(土)までに、別添様式1及び2により、交通規制課長あて報告すること。
- (2) 駐車誘導システムの構築の状況については、12月15日(火)までに、別添様式3により、交通規制課長あて報告すること。
- (3) 他機関により駐車誘導システムの構築の計画がある場合には、交通規制課長あて速報すること。

様式1 駐車誘導システムを導入する地域

地域名	面積	時間貸し路外駐車場		当該地域を 選択した理由
		数	収容台数	
			(合計)	

様式2 駐車場業者等に対する協力要請の状況

年月日	協力 依頼者	相手方	協力要請の 手段、方法	協力要請の 内 容	結果、 問題点

様式3 駐車誘導システムの構築の状況

設置地域						
システムの名称						
システムの 概 要						
設置(予定)年月日						
管 理 者 (受 託 者)						
対 象 駐 車 場	名称	経営者	台数	名称	経営者	台数
将 来 構 想						

(注) システム設置地域の地図、システムのフローチャートを添付すること。